

# 浮島小・学校いじめ防止基本方針

## 【相談窓口】

浮島小学校  
055-966-2004  
校長 教頭  
生徒指導主任

### 【いじめの定義】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされます。（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

## 【未然防止のための日常の取組】

### 1 学校生活の充実

- ・どの児童も安心して学校生活を送ることができる児童発信の「浮島スタンダード」の確立、周知、徹底。
- ・基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を持たせる。
- ・各学期に1回、人間関係プログラムの実施をし、固定された人間関係の中にも友達に対して尊敬や感謝の思いが持てるようにする。
- ・子供同士、教師と子供が信頼し合い、認め合う学級をつくと共に小さな変化や体調や表情から気遣える学校づくり。
- ・努力を認め、褒め、失敗しても励ますことを心掛け、自己肯定感を高める。

### 2 道徳教育の充実

- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実践する。
- ・SNSの使用について適宜、指導をしていく。

### 3 情操教育の充実

- ・地域ボランティアや教師による読み聞かせを実施し、想像力を高める。
- ・芸術鑑賞教室を実施し、豊かな情操を育む。

### 4 特別活動の充実

- ・異学年交流が可能な縦割りグループを編成し、さまざまな場面で活用する。
- ・児童が主体的に取り組む委員会活動や係活動を充実する。
- ・地域への関心を高め、ボランティア活動にも進んで取り組めるようにする。

### 5 保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や懇談会、ホームページ、学校・学年だより等の広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・インターネットを使用する際のルールやモラルについて啓発や研修を行う。

## 【いじめを早期発見するための取組】

### 1 きめ細やかな観察と情報共有

- ・児童の様子を共有することで、多面的な児童理解を行う。
- ・音読カードや連絡帳、Cラーニングの活用により保護者と連携を図る。

### 2 児童との良好な人間関係の構築

- ・名前（さん付け）＋挨拶＋可能なら一言での挨拶運動を行うことで、児童にとってどの教職員も身近な存在であると感じられるようにする。

### 3 いじめ調査・学校生活アンケートの実施

- ・月末にいじめについて担任が報告をする。
- ・児童対象のアンケートを年3回実施すると共に事後の面談を毎学期実施する。

### 4 「子供を考える会」（児童理解研修）の実施

- ・特別支援教育への正しい理解と実践が可能となるよう、スクールカウンセラーを招聘した研修会を計画的に行う。

### 5 「心のアンケート」の実施

- ・各学期、長期休暇の時に子供達が気軽に相談できるようChromebookにおいて回答する心のアンケートを実施する。

## 【いじめへの対応】

### ○いじめの訴えや情報、状況の察知

- ・児童の小さな変化を見逃さない。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等の専門性

### ○管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- ・いじめアンケートを職員間で共有し、いじめの判断は、一人ではない。
- ・初期対応の方向の決定

### ○他の児童の指導

- ・新たないじめを防止するための指導を行う。
- ・傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

※必要に応じて、懇談会等で他の保護者へ説明する。

### ○いじめ等対策委員会

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・生徒指導主任
- ・学年主任
- ・学級担任
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー

### ○関係児童への事実確認

- ・傾聴、共感的理解
- ・複数の教員で対応
- ・個別に状況を聞く。
- ・記録を確実に残す。
- ・適応へのサポートをする。
- ・情報の提供者に配慮する。

### ○関係機関との連携

- ・沼津市教育委員会
- ・警察・児童相談所
- ・青少年教育センター
- ・少年サポートセンター
- ・民生委員
- ・主任児童委員
- ・学校運営協議会
- ・PTA

### ○「いじめ等対策委員会」において対応方針の決定

- ・具体的な対応や指導の手順を検討する。
- ・教員の役割分担を明確にする。
- ・決定した対応方針を、教職員間で共通理解する。

## 【重大事態へ対応】28条

- 生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

☆速やかに教育委員会に報告する。

☆いじめ対策委員会を中心に事実関係を調査し、関係機関と連携し適切な対応を行う

☆いじめを受けた児童の保護者に対し、情報を適切に提供する。

## 【いじめの解消に向けて】

### ○被害児童・保護者への援助

- ・保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- ・解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。

### ○加害児童・保護者への指導や対応

- ・行った行為について、許されないことを十分自覚させ、謝罪方法を一緒に考える。
- ・いじめを繰り返さないために、いじめの背景にあった状況について一緒に考える。